

長期海外留学（交換・派遣留学等）に係る単位認定の取扱

令和元年5月30日制定

- 1 以下の各号の長期海外留学に係る単位認定は、この取扱の定めるところによる。
 - ① 本部主催の交換・派遣留学
 - ② 商学部主催の交換・派遣留学
 - ③ 米国非営利教育財団 S A F (The Study Abroad Foundation) 主催の認定留学
 - ④ その他、商学部が認める長期海外留学

- 2 単位認定の取扱い
 - ① 単位認定については、下記3の学生からの申請に基づき、留学先で修得した科目のシラバス等を学務委員会が確認し、学則に定める商学部設置科目で単位認定を行うこととする。単位（互換）制度との換算は、一般社団法人国立大学協会の換算表を参考とする。
 - ② 単位認定希望者からの申請科目は、年間履修登録単位数に含めない。

- 3 申請手続き

単位認定希望者は、所定の申請用紙に必要事項を記入し、以下のものを添えて教務課に申請する。

なお、単位認定申請は、随時受け付ける。

 - ① 単位認定の対象となる留学機関先の証明書類の写し
 - ② 留学機関先で修得した科目のシラバス
 - ③ 留学機関先で修得した科目の概要（単位認定希望者が日本語で作成）

附 則

この取扱は、令和元年5月30日から施行する。